五　外国為替リスク相当額の算出に当たっては、原則として、通貨（金を含む。）ごとに計測すること。

六　コモディティ・リスク相当額の算出に当たっては、コモディティ等ごとに計測するとともに、他のコモディティ等と相殺を行う場合には、当該コモディティ間の相関関係を適確に把握すること。

七　オプション取引等のリスクについては、リスク・カテゴリーごとに計測するとともに、オプションに特有のリスクについても計測すること。

八　株式、金利、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関係数に基づいてポジション同士を相殺する場合には、当該相殺を合理的に説明した書類を作成し、かつ、保存すること。また、ヒストリカル・データについては、毎月一回以上更新し、かつ、相関係数を修正すること。

4　金融庁長官は、第十五条第二項第二号に掲げる内部管理モデルについて同条第一項の承認をしようとするときは、第一項各号に掲げる基準に加え、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　合理的な方法により一般市場リスク及び個別リスクから市場リスク相当額が算出されていること。

二　自己のポートフォリオに関する過去の価格変動について、一般市場リスク及び個別リスクの観点から説明されていること。

三　リスクの集中度も含めた自己のポートフォリオの構成が市場リスク全体の構成に与える影響を把握していること。

四　流動性の低下その他の市場環境の悪化が市場リスク全体に与える影響を把握していること。

五　イベント・リスク（個別リスクのうち例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。）について、常に合理的な分析を行っていること。

（届出及び承認の取消し）

第十八条　第十五条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更があったとき。

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があったとき。

三　超過回数（第十四条第二項本文に規定する超過回数をいう。次項及び第四項において同じ。）が四回以上となったとき。

四　前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じたとき。

2　第十五条第一項の承認を受けた特別金融商品取引業者は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3　第一項第四号に基づく届出を行う特別金融商品取引業者は、当該特別金融商品取引業者が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又は当該届出後速やかに提出しなければならない。

4　金融庁長官は、超過回数が十回以上となった場合において、当該特別金融商品取引業者が内部管理モデル方式を用いて市場リスク相当額を算出することを不適当と判断したときは、当該特別金融商品取引業者の第十五条第一項の承認を取り消すことができる。

5　前項の規定にかかわらず、第十四条第二項に規定する超過回数が二十回以上となったときは、第十五条第一項の承認は、その効力を失う。

6　金融庁長官は、特別金融商品取引業者が第一項の規定による届出、第二項の規定による届出書及び書類の提出若しくは第三項の規定による提出を怠った場合又は第一項第四号に該当する場合において、内部管理モデル方式を継続して用いることが不適当と判断したときは、当該特別金融商品取引業者の第十五条第一項の承認を取り消すことができる。

第六章　取引先リスク相当額

（取引先リスク相当額の算出）

第十九条　取引先リスク相当額は、次の各号に掲げる額に第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。

一　次の表に掲げる取引（現先取引及び貸借取引を除く。）の区分及び期間の区分に応じ、同表に定める掛目を想定元本の額に乗じて得た額（以下この条において「アドオン」という。）及びこれらの正の値をとる再構築コストの額の合計額

取引	期間	掛目（パーセント）
外国為替関連取引 金関連取引	一年以下	一・〇
	一年超五年以下	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以下	零
	一年超五年以下	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以下	六・〇
	一年超五年以下	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属関連取引	一年以下	七・〇
	一年超五年以下	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以下	十・〇
	一年超五年以下	十二・〇
	五年超	十五・〇

（注1）　取引の欄に掲げる取引（その他のコモディティ関連取引を除く。）のいずれにも該当しない先物取引、先渡取引、スワップ取引若しくはオプション取引又はこれらに類似する取引は、その他のコモディティ関連取引として取り扱うものとする。

（注2）　再構築コストは、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、同一のネッティング契約下の取引について、当該取引に係る再構築コストを相殺した後の額とすることができる。

（注3）　上記取引のうち、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び日々の値洗いによるマージンコール（清算機関等（金融商品取引清算機関及び商品取引清算機関（商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。第三号の表（注6）において同じ。）をいう。以下同じ。）の債務の引受けが行われた取引に係る金銭の受領額の現在価値と有価証券の受領数量の時価額の合計が当該取引に係る金銭の支払額の現在価値と有価証券の引渡数量の時価額の合計に満たない場合に、清算機関等の清算参加者がその不足額を清算機関等に預託することをいう。）を必要としている清算機関等の債務の引受けが行われた取引に係るものは除く。

二　前号の表に掲げる取引（現先取引又は貸借取引に限る。）の正の値をとる再構築コストの額